

政治倫理審査会結果

役職辞任	
山中	他の自治体では出席停止以上の処分は慎重に対応されている。今回の一件は法令違反ではないため、前回より1段階重い措置が妥当。
渡辺	今回、当該議員自ら委員長の辞任を願い出て議会も了承した。自ら役職辞任したことも考慮すべき。
今鶴	本会議で陳謝し、委員長を自ら辞任された。法に触れる行為ではなかった。
久長	自ら役職辞任したことは一歩前進、反省が見えた。
議員辞職の勧告	
徳峰	これまでの陳謝は心のこもったものではない。過去にも祭り会場の禁煙席での喫煙、広報委員長でありながら会議を欠席しゴルフ大会へ参加、総務委員会傍聴中に委員へ質疑内容のメール送信、入院中に公用のタブレットで137GB使用し公費を弁済等、社会通念上許されない過ちを犯している。
原田	これまで祭り会場の禁煙席での喫煙、広報委員長でありながら会議を欠席しゴルフ大会へ参加、総務委員会傍聴中に委員へ質疑内容のメール送信、入院中に公用のタブレットで137GB使用し公費を弁済した事案等、不祥事を起こしている。当該議員の倫理審査会は2回目。前回の陳謝も名ばかりで過去の反省もなく、コンプライアンス違反を繰り返している。
矢上	過去の問題の際に厳しく注意されているにも関わらず今回の問題を起こしている。

本年5月7日付で請求のあった件について、曾於市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、審査結果を公表します。また、この件について同年8月29日の本会議にて山田義盛議長より報告があり、「議員一人一人が自らを律し、今後、曾於市議会の信頼回復に努めるよう強く要望するとともに、混乱を招いた市議会の代表として、心から、深く、市民の皆様にお詫び申し上げます」と陳謝しました。

◆審査期間 6月20日、7月16日、28日、8月12日の計4回

◆審査理由 岩水豊議員は、令和7年第1回定例会会期中の2月27日と翌28日の本会議中に無断で離席して、本庁舎1階で業者が販売する弁当を購入していた。

◆審査結果及び措置 本件は、新聞、テレビ等全国的に報道され、市議会議員は自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならないとする中で、今回の軽率な行為は、曾於市議会に対する名誉と信頼を損ねる行為であったとして、条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」に違反する行為であるとの結論を全会一致で得た。しかし、条例第8条第4項の規定に基づく措置について「議員辞職の勧告」と「役職辞任」を求める委員で意見が分かれ、採決の結果、いずれも出席委員の4分の3（6名）以上の同意を得られず、結論を得なかった。ただし、各委員の意見等（左表）を、本会議、広報紙等で広く公表し、市民に適切に周知する。

賛成の討論	
徳峰	倫理審査会が全てではなく、今回の決議案も法令や例規で保障された提案であり、一方で判断するのはナンセンス。今回の弁当購入だけではなく5回も繰り返されていることは社会通念上許されない。
原田	度重なる不祥事は今回で5回目で、倫理審査会も2回目。当該議員は法に触れさえしなければ何をやっても良いと思っている。この一連の行為は倫理条例に大きく違反していることは明白で、議員として軽薄、無責任な行動であり、議会軽視も甚だしく、良識常識の欠如であり、条例・規則も全く無視され、コンプライアンス違反を繰り返している。

【発議第2号】
8月29日の本会議終了後、土屋健一議員外5名の議員から岩水豊議員に対する議員辞職勧告決議案が提出され、9月3日の本会議で提案理由の説明、質疑、討論（次表）が行われ、起立採決の結果、賛成少数にて否決されました。（議決結果はP13参照）

Topic 10

議員辞職勧告決議案の発議

反対の討論	
山中	今回の論点は適切・不適切の問題ではなく倫理審査会の結論を尊重するかしないかということになる。最終報告書にも「各委員が了承した」と明記されており、いくら不服があろうと結論を尊重しなければ倫理審査会の存在意義が問われる。
今鶴	倫理条例制定前と後の件は切り離して考えるべきで、この間2回議員選挙が行われており、禊を受けている。今回の件も法律違反ではなく、議員自ら委員長を辞任されたことを評価するわけではないが、役職辞任も相当重い罰であり、また、新聞等でも報道されたことはやむを得ないが、十分に社会的制裁も受けている。
渡辺	不祥事を繰り返しており、本当に悪いと思う。しかし、こういった事例は全国でも度々紹介され、結果として社会的制裁を受けたことによってこれ以上追求しないなどの判例・事例は相当ある。本人のみならず、奥様も相当落ち込んでおり、これ以上の制裁は道徳的にも人間的にも悲しい。後は市民の判断に委ねるのが最良の策ではないか。

